

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和6年7月)

上手な医療の
かかり方

接骨院・整骨院(柔道整復師)のかかり方

接骨院・整骨院での治療では、通常の医療機関と異なり、保険証が使用できないケースがあります。自身の症状が保険診療の対象になるか、受診の前に必ず確認しましょう!

保険証が使用できるかCHECK

保険証が“使える”場合

☑ 打撲・ねんざ・肉離れ 等

☑ 骨折・脱臼の応急処置

※骨折・脱臼の場合、応急処置を除き、医師の同意が必要です。

※原因がはっきりしている外傷性の負傷に限られます。

詳しくは
こちら



保険証が“使えない”場合

☑ 単なる肩こり、筋肉疲労

☑ 病気(神経痛・リウマチ等)による痛み

☑ 脳疾患後遺症などの慢性病

☑ 症状の改善が見られない長期の治療

☑ 仕事中や通勤途上の負傷に関する治療

☑ 医療機関で治療中の負傷

等々

正しく受診するためのPOINT

① 施術前に負傷原因を正確に伝える

「いつ」「どこで」「何をしているときに」負傷したのかを正確に伝える。

※交通事故等による負傷で保険証を使用する場合は、協会けんぽにご連絡ください。

② 療養費支給申請書は自分で署名する

療養費支給申請書の委任欄に記入するときは、傷病名・日数・金額等に間違いがないかをよく確認したうえで署名しましょう。

※白紙への署名はNGです!

③ 領収書は必ずもらって保管する

領収書は医療費控除の対象にもなるため、必ず保管しましょう。

後日、協会けんぽから届く医療費通知と内容が合っているかも確認しましょう!

④ 症状が長引く場合は医療機関を受診する

長期間にわたり、施術を受けていても、症状の改善が見られない場合は、「内科的な原因」も考えられるため、一度医療機関で診療を受けましょう。

協会けんぽからの
お願い

適正な支払いを行うため、文書にて負傷原因・治療年月日・内容などを照会させていただくことがあります。ご理解・ご協力をお願いします。

療養費に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 業務グループ 017-721-2714

マイナ保険証の情報もいち早くGET! 青森支部のメールマガジンをご登録ください

協会けんぽ青森支部では、健康保険制度や協会けんぽに関する最新情報をいち早く皆様のもとへお届けするため、メールマガジン「aomori☆健康fitメール」を配信しています。毎月10日頃の定期配信に加え、臨時号の配信も行っているため、**タイムリーな情報をGET**できます。

また、**マイナ保険証に関する最新情報も随時掲載**しております。

この機会にぜひ、ご登録ください!

★登録は**無料**!(通信料除く) 登録方法や過去の配信内容についてはこちら→



このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。

わが社の健康経営®

「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の
事業所様

株式会社 大成コンサル 様

事業所所在地：青森県弘前市 従業員数：34名 事業内容：総合建設コンサルタント業
健康経営優良法人2022、2023、2024

取組内容

- ・時間単位の年次有給休暇制度の導入
- ・インフルエンザ予防接種費用の全額会社負担
- ・全社禁煙の徹底
- ・協会けんぽから送付される冊子等を安全衛生委員会で資料として活用
- ・安全パトロールを実施
- ・35歳以上の従業員は、生活習慣病予防健診を受診（受診率100%）
- ・再検査・精密検査時の特別休暇制度の導入

取組のご感想を伺いました！

時間単位の年次有給休暇制度を導入することにより、従業員が治療のための通院、子供の学校行事への参加等、さまざまな事情に応じて柔軟に休暇を取得できるようになりました。

また、再検査・要精密検査の際、特別休暇制度を活用することで、従業員の受診率が格段にアップしました。再検査・要精密検査により、病気の早期発見・早期治療が行われ職場復帰した従業員もあり、再検査受診の重要性を実感しています。



あなたの職場でも健康宣言してみませんか？

青森支部では、事業所全体で健康づくりに取り組むことを事業主様に宣言いただき、その取り組みをサポートする「健康宣言」事業を実施しております。

健康づくりは従業員一人一人が「健康」で「いきいき」とはたらくために必要であり、**事業所の生産性の向上にもつながる取組**です。

★青森支部では令和6年5月末時点で1,879の事業所様にご登録いただいております！

お手続きは簡単！

STEP1

健康度診断を
取得する

申請書は
こちら



STEP2

健康度診断を
もとに目標を
設定する

STEP3

健康宣言登録
シートを作成し
青森支部へ提出

登録シートは
こちら



STEP4

健康宣言事業所
認定証が届く

START

健康づくりを
職場全体で実践



健康宣言に関するお問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 企画総務グループ 017-721-2713



2024年12月2日に**健康保険証は廃止**されます！
今からマイナ保険証を使用しましょう！

より良い医療が
受けられる

詳しくは、左記二次元コードまたは、協会けんぽ マイナ保険証 で検索

各種手続きも
便利・簡単に！



全国健康保険協会 青森支部

協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階
TEL:017-721-2799(代表)

／会員募集中／



協会けんぽ 青森支部の
ホームページはこちらから

無料

メールマガジンでは
旬な情報を毎月配信



／申請書の印刷も／